審　査　基　準

令和７年３月10日作成

法　　令　　名	古物営業法施行規則
根　拠　条　項	第12条第１項
処分の概要	行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）	青森県公安委員会
法令の定め	古物営業法第11条第２項（行商従業者証） 第12条第１項（標識） 古物営業法施行規則第10条（行商従業者証の様式） 第11条（標識の様式）
審査基準	許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、定めていない。
標準処理期間	30日
申　　請　　先	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問い合わせ先	青森県警察本部生活安全部生活安全企画課　017-723-4211
備　　考	